

2021 年 11 月 5 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

文芸分会交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、文芸分会交渉の開催を要求する。

本組合は、貴法人が不誠実な書面回答を送付するのみで、長期にわたり分会交渉を開催していなかったことを問題視している。2021 年 4 月 6 日の文芸分会交渉要求書提出から半年以上経過し、ようやく 10 月 25 日に通常よりも短い 75 分の分会交渉が一度開かれたが、これは第 1 次包括協定で合意した団体交渉実施要領の「1 回の団体交渉時間は、概ね 2 時間程度とする」「団体交渉申し入れ後、概ね 3 週間程度で開催する」という内容から大きく逸脱しており、また、十分な議論もできなかった。二度とこのような合意に反する行為をしないよう強く抗議し反省を促すとともに、4 月 6 日付要求書（および 2020 年 7 月 15 日付要求書の未解決課題）の継続交渉、及び以下の新規要求に対する分会交渉の開催を求めるものである。

裁量労働制導入にともなう業務削減

貴法人が予定している専門業務型裁量労働制は、大学教員に適用する場合は研究以外の業務を週の労働時間の 5 割未満に抑えることが適用要件となっている。しかし、数次にわたり本組合が伝えているように、現在の労働環境においてこの要件を満たすことは不可能である。よって、十分な研究時間を確保するため、研究以外の業務の大幅削減は導入の絶対的な前提であると言えよう。

まず、担当コマ数の削減について求める。貴法人はかつて近畿大学職員給与規程において大学・短大教員の「責任時間数」を週 5 コマ（10 時間）としていたところ、2019 年よりこれを「基準時間数」に改めた。これは、5 コマを「基準」とするものの、状況に応じて 5 コマ未満でも可という意味と本組合は理解しているが、その理解に誤りはないか説明せよ。その上で、文芸学部では多くの教員が 5 コマを超えて担当している（学科・専攻・部門によっては 5 コマを超えるコマ数をノルマとしているケースもある）が、この現状の抜本的な改善を求める。大学院の担当科目も含め、組合員の担当コマ数は、本人が希望しない限り 5 コマを超えないようにせよ（大学院科目に受講者がいなかった場合は不開講となり、結果として 5 コマを下回ることも想定されるが、それは担当教員に帰責されること

ではなく、このことによって教員が不利益を被ることがあってはならないのは言うまでもない)。さらに、例えば入試出題・学内役職・科研費執行・学会事務局担当・出版準備等で多忙となった教員については、その期間の担当コマ数を5コマ未満とすることができる体制を構築せよ。また、妊娠・育児・介護・病気等についても、就業規則に定める特別休暇や時短勤務の一形態として減コマを認めよ。制度面の整備が必要であれば、それは全学レベルの協議事項かもしれないが、少なくとも担当コマ数の管理・削減や代講者(非常勤講師等)の確保・増員は学部において判断・調整することであり、分会交渉でしか協議できない。

次に各種委員会について。この業務は、学校教育法第92条および近畿大学職制第8条に定められた大学教員の業務には含まれず、それゆえ本組合は教員の業務ではないと主張してきた。それでも現在、教員がこれらの業務を担当しているのは、円滑な学部運営のための貴法人との信頼関係によるところが大きい。しかし、貴法人は労働時間把握を怠り、それゆえ過重労働の実態も把握できていない。その結果として、例えば超過勤務手当の不払いや過労といった問題が生じており、信頼関係が維持できていないことは明白である。また、事務職員が担当すべき業務が教員に押し付けられているケースもある。事務職員が研究や授業を担当することがない一方で、なぜ教員に膨大な事務作業を押し付けることに対して疑問を持たないのか。信頼関係の破綻は、この事例からも明らかである。本組合としては、遵法闘争により各種委員会業務のすべてを辞退することも可能であるが、混乱を避けるため、まずは学部レベルで協議したいと考える。以下に具体例を挙げる改善案により、教員が負担しなくなった部分を担当するための事務職員の増員と併せて検討せよ。

教務委員：時間割作成、基礎ゼミ等のクラス分け、教務委員会の議事録作成等の作業の合理化を図り、事務職員が担当できるシステムを構築する。外部委託科目への教務委員の名義貸しを廃止する。

図書委員：申請書類の作成を簡略化し、教員は購入希望図書情報を提供するのみとする。

予算委員：申請手続きを合理化・簡略化し、教員は購入希望物品の情報を提供するのみとする。

論集委員：印刷課とのやりとりを合理化し、教員は編集・査読を担当するのみとする。

入試委員：公募推薦・一般入試・共通テストの監督者の割り振りや欠員補充は入試委員会ではなく、事務部が他部署と情報共有をしつつ、大学全体で管理する。

広報HP委員：学部案内の編集やHPの更新に際し、教員は情報提供と内容チェックを担当するが、学部案内・HP等に掲載する学生の手配に際し、教員に過度の負担をかけない。

ハラスメント相談委員：委員でない教員がヒアリング担当に任じられるケースもあり、当該委員会の役割が不明確である。相談委員会の役割を明確にし、法的な知識が十分でない教員が不要な負担を負わない体制を構築する。

最後に、各種委員会業務とは別に、随時発生する事務的な業務についても、教員の負担をなるべく軽減すること。高校訪問や出張講義については、貴法人はそれが所定業務に含

まれるか否かについて協議すると約束したが、いまだ具体的な協議が行われていない。全学レベルでの方針決定のための第一段階として、まずは文芸学部においてこの件を協議したい。その他、個人研究費執行の際の入力・領収書処理、教員免許更新講習、近大フェアでの保護者対応、附属高校のプレントランスガイダンス、ゼミ生の進路状況登録や進路確認、超過勤務手当支給手続……等々、負担を軽減、あるいは廃止すべき業務は多々あるが、これらについても具体的な協議をしたい。

舞台芸術専攻をめぐる問題

(1) 教室不足問題を解消すること。そもそも演劇や舞踊の実習が可能な教室の数も面積も少ない中、新型コロナウイルス感染症の影響で「密を避ける」ために定員を削減することで、圧倒的に教室不足に陥っている。まずはコロナ対策の一環として教室の拡充が必要であるが、教室問題はコロナ後にも存続するので、これを機に、D館ホールまたは演劇実習室と同等の大きさの実習教室を少なくとも4部屋、できれば8部屋を増設すること。

(2) 専攻教員の采配で利用できる予算の大幅増額。教室不足に関連し、学外で実習を行わざるを得ない状況も生じており、事務部長の理解を得てなんとか授業を回している状態が続いている。実習教室のレンタル料も含め、交通費・制作費等、教員権限で使える予算を大幅に増額すること。

(3) 実習授業の制作費（台本著作権、衣装、舞台美術、広報費、他）の支払いの簡易化。専攻独自のクレジットカードを作成し、使用可能にすること。また、4月6日の要求書とも重なるが、非常勤助手の宮田氏にその業務内容に相応しいポストを与え、授業の制作費の使用、機材や備品の管理を依頼できるようにすること（日本大学芸術学部演劇学科にはこのようなポストが存在し、教員が雑事に忙殺されることなく創作・教育に専念できる）。

(4) 舞台芸術専攻専任教員は、公演が多いと圧倒的に業務量が増えるという前提に立ち、担当コマ数・委員会業務・入試業務等の削減、超過勤務手当支給手続の簡素化を行うこと。また、フレキシブルに集中授業形態を選択することができるようにせよ。

文化・歴史学科の後任不補充問題

10月25日の文芸分会交渉において本村学部長は、山下教授の後任を補充しない理由として、「法人から指示を受けたのではなく、学部で自発的に決めた」「学部長、学部長補佐、事務部長と話し合っただけ」と説明した。しかし、この説明には到底納得することができない。常識的に、学部長や学部長補佐が自ら学部の専任教員を減らそうと提案することは考えにくい。学部の教員にとっても学生にとっても不利益となる提案をするのであれば、少なくとも全専任教員に対し丁寧な説明が必要である。特に当該学科の教員は、専任教員が1人減ったことで1人あたりの各種委員会等の業務量やST比も増大し、労働条件も悪化しているが、不補充の経緯や理由について現在に至るまで何ら正式な説明を受けていない。そして何よりも、学部長・同補佐・事務部長だけで決めるということは、大学

院研究科長・同補佐・主任らを含む人事委員会の存在を無視したことにほかならない（なお、人事決定プロセスから排除された主任には組合員も含まれている）。その一方で、文芸学部とは所属の異なる文芸学部事務局（現、学生センター）の事務部長が人事の審議に関わるという越権行為を許容しており、人事決定プロセスの正当性が毀損されていることから、直ちに審議のやり直しを求める。

掲示板の運用

文芸学部2階事務室横の掲示板には、文芸学部教員の研究や社会活動が掲載される記事が事務局の許可を得て掲示されている（現在は、文化デザイン学科の西野教授のコメントが載る『産経新聞』2021年10月19日号が掲示されている）。ところが山中事務部長は、10月21日に藤巻組合員が掲示許可を求めた『週刊金曜日』2021年10月8日号の記事（自身のコメントが掲載されている）について、「掲示する理由がよくわからない」として法人顧問弁護士に相談した上で、「掲載根拠がわかりませんね」という弁護士の回答を通知し、自らも「学部としても特に根拠が見当たらないという感覚を持っております」と述べている。

例えば、掲示板の設置について貴法人と協議中である本組合が、組織として掲示依頼をしたのであればそのような対応も首肯できるが、一教員による掲示板への掲示許可という日常的な行為について、わざわざ顧問弁護士に相談するということはきわめて不自然であり、組合員の行動を監視しているものと考えられる。これまでに掲示したものはすべて弁護士に相談して判断を仰いだのか、もしそうでないとなれば、なぜ今回に限って弁護士に相談したのか、説明せよ。また、学部としても根拠が見当たらないということについて、これまでに掲示したものとの違いを説明せよ。

本村学部長、山中事務部長の出席を求める。回答は一週間以内とする。なお、書面のみの回答という不誠実な対応は認めない。

以上